

定期監査結果報告書

令和4監査年度 第1回

(令和4年10月～令和5年2月執行分)

監査対象機関

○ 知事部局所管の現地機関	52機関
・ 政策部 現地機関	2機関
・ 総務部 現地機関	1機関
・ 地域交流部 現地機関	5機関
・ 県民環境部 現地機関	2機関
・ 健康福祉部 現地機関	12機関
・ 産業労働部 現地機関	4機関
・ 農林水産部 現地機関	19機関
・ 県土整備部 現地機関	7機関
○ 教育委員会所管の教育機関等	48機関
○ 公安委員会所管の警察署	10機関
合計	110機関

佐賀県監査委員

監 査 第 210 号
令和 5 年 6 月 8 日

佐賀県議会議長	大 場 芳 博	様
佐賀県知事	山 口 祥 義	様
佐賀県教育委員会教育長	甲 斐 直 美	様
佐賀県公安委員会委員長	牛 島 英 人	様

佐 賀 県 監 査 委 員	原 惣一郎
同	荒 木 敏 也
同	角 貞 樹
同	原 田 寿 雄

定期監査（令和4 監査年度 第1回）の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査実施期間	1
2 監査対象機関	1
3 監査の着眼点	1
第2 監査の結果	3
1 監査の結果の概要	3
2 重要な指摘事項	4
3 その他指摘事項・検討事項	7
4 監査対象機関ごとの監査結果	9
知事部局所管の現地機関	9
・政策部 現地機関	9
・総務部 現地機関	10
・地域交流部 現地機関	11
・県民環境部 現地機関	12
・健康福祉部 現地機関	13
・産業労働部 現地機関	16
・農林水産部 現地機関	17
・県土整備部 現地機関	21
教育委員会所管の教育機関等	23
公安委員会所管の警察署	33
用語の解説	35

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を、佐賀県監査基準（令和2年3月31日佐賀県監査委員告示第4号）に準拠し実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

令和4年10月～令和5年2月執行分

2 監査対象機関

知事部局所管の現地機関	52機関
・ 政策部 現地機関	2機関
・ 総務部 現地機関	1機関
・ 地域交流部 現地機関	5機関
・ 県民環境部 現地機関	2機関
・ 健康福祉部 現地機関	12機関
・ 産業労働部 現地機関	4機関
・ 農林水産部 現地機関	19機関
・ 県土整備部 現地機関	7機関
教育委員会所管の教育機関等	48機関
公安委員会所管の警察署	10機関
合 計	110機関

3 監査の着眼点

令和4年度の予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 事務事業は予算議決の趣旨に沿って、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか
- (3) 経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか
 - ① 調定漏れ、調定金額の誤りはないか
 - ② 検査完了後の支出は遅延していないか
 - ③ 随意契約は適正か
 - ④ 契約書の内容及び履行確認は適正か
 - ⑤ 工事の執行管理は適正か

- (4) 補助金事務は適正に処理されているか
- (5) 財産の盗難、亡失等はないか
- (6) 事務マネジメントは適正に運用されているか

用語の解説については、35 ページから 39 ページを参照

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的には、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項が認められたので、該当機関に対し、是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、検討事項や指導事項についても、該当機関に対し通知を行った。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

区分別の指摘事項及び検討事項件数（ただし指導事項は除く）

（単位：件）

区分	予算	給与・旅費	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	その他	計
重要な指摘事項			1	1	1	1				4
その他指摘事項		2	13	10	10	9		8	3	55
検討事項			1							1
合計		2	15	11	11	10		8	3	60

重要な指摘事項 … 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等、一般に公表することが相当と認められるもの。

その他指摘事項 … 違法又は不当な事項で、重要な指摘事項には該当しないが、一般に公表することが相当と認められるもの。

検討事項 … 指摘事項には該当しないが、検討を要する事項で、一般に公表することが相当と認められるもの。

指導事項 … 重要な指摘事項及びその他指摘事項以外で、指導することが適当なもの。

2 重要な指摘事項

【産業労働部】

○ 契約事務で適正でないものがあつた。 (産業技術学院)

① 一者随意契約で、見積依頼を行ったにもかかわらず、その後、見積書の徴取及び見積決定をしていなかった。

また、支出負担行為を行うことなくパンフレット等を制作していた。

事 項 名	産業技術学院令和4年度用パンフレット・リーフレット制作
契 約 年 月 日	令和3年12月14日
契 約 期 間	令和3年12月14日～令和4年2月28日
契 約 額	638,000円
納 品 日	令和4年2月28日
見 積 決 定 すべき日	令和3年12月14日まで
見積決定決裁月	令和4年3月
支出負担行為すべき日	令和3年12月14日
支出負担行為月	令和4年3月

② 委託業務の完了検査で遅延しているものがあつた。

委 託 名	委託訓練 IT 初級～中級連続科 (佐賀・9月開講) 就職状況確認調査及び就職支援経費
契 約 年 月 日	令和3年6月28日
契 約 期 間	令和3年6月28日～令和4年4月7日
契 約 額	1,364,000円
報 告 書 提 出 日	令和4年4月6日
完 了 検 査 日	令和4年5月9日
完 了 検 査 期 限	令和4年4月15日

③ 委託業務の検査完了後の支出で遅延しているものがあつた。

委 託 名	特別支援学校における委託訓練 (飲料品製造補助科)
契 約 額	99,000円
検 査 完 了 年 月 日	令和3年12月3日
請 求 年 月 日	令和3年12月3日
支 払 日	令和4年3月31日

【農林水産部】

- 支出事務に関し適正でないものがあった。

(佐賀中部農林事務所)

工事支障物件移転の変更支出負担行為が遅延していた。

また、検査確認日を遡って記入していた。

さらに、支払が遅延していた。

事 項 名	県営経営体育成基盤整備事業物件移転契約
当初契約年月日	令和3年3月29日
当初補償金額	16,922,668円
履行期限	令和3年9月30日

変更支出負担行為

す べ き 日	令和3年8月31日
変更支出負担行為月	令和4年3月
変更後補償金額	17,141,968円 (219,300円増)

移 転 完 了 日	令和3年9月6日
完了報告書受領日	令和3年9月6日
検 査 確 認 日	令和4年3月24日
検査確認書記載日	令和3年9月7日

請 求 日	令和4年3月25日
支 払 年 月 日	令和4年3月31日

【県土整備部】

- 工事費で積算額を誤っているものがあった。

(佐賀土木事務所)

橋梁補修工事で、数量総括表の処理量 0.06 m³で積算すべきところ、他の区分欄の数値を処理量と誤認し、0.61 m³で積算していたため過大積算となっていた。

工 事 名	道橋補助 第1119208-001号 国道208号道路橋りょう補助工事(橋梁補修工) (令和2年度国3次補正)
契 約 額	20,785,600円
契 約 日	令和3年5月14日
工 事 期 間	令和3年5月14日～令和4年3月9日
積 算 額 (正)	19,338,000円
(誤)	22,594,000円
差 額 (過 大)	3,256,000円
過 大 積 算 額 (契約額ベース)	2,995,300円

○ 使用料の調定で遅延しているものがあつた。

(唐津土木事務所)

道路占用許可に係る調定で遅延しているものがあつた。

件名	道路橋りょう使用料
調定金額	15,700,787円(年額)
許可期間	令和3年10月1日～令和8年9月30日
調定すべき日	令和3年10月1日
調定年月日	令和4年1月25日

3 その他指摘事項・検討事項

- (1) 予算関係 (指摘等なし)
- (2) 給与、旅費関係 (2件)
 - ① 高速道路を利用した出張で高速料金を支出していないもの
 - ② 週休日の出張で振替を行っていないもの
- (3) 収入関係 (14件)
 - ① 調定金額で誤っているもの
 - ② 調定で遅延しているものや年度を越えて調定しているもの
 - ③ 領収証書の取扱いで適正でないもの
 - ④ 収入未済があるもの
 - ⑤ 手数料の徴収金額を誤り翌年度に追徴しているもの
 - ⑥ 収入未済で債権放棄の手続について検討を要するもの
- (4) 支出関係 (10件)
 - ① 支出負担行為で遅延しているもの
 - ② 支払が遅延し延滞利息を支払っているもの
 - ③ 定期刊行物を翌年度予算で支払っているもの
 - ④ 検査完了後の支出で遅延しているもの
 - ⑤ 資金前渡の支出事務で適正でないもの
 - ⑥ 立替払により支出しているもの
 - ⑦ 請求書の日付を砂消しゴムで修正しているもの
- (5) 契約関係 (10件)
 - ① 事前承認手続がなされていないもの
 - ② 予定価格の積算で適正でないもの
 - ③ 設計委託報告書の確認で不十分なもの
 - ④ 企画コンペで最低基準点を定めたことを公示していないもの
 - ⑤ 仕様書に記載された勤務日数が予定価格積算の勤務日数と異なっているもの
 - ⑥ 増額した額で変更契約を締結すべきところ増加後の金額で契約しているもの
 - ⑦ 公募型プロポーザル方式による随意契約で最低基準点が設定されていないもの
 - ⑧ 仕様書に定める書類を提出させていないもの
 - ⑨ 設計委託事務で適正でないもの
- (6) 工事の執行関係 (9件)
 - ① 工事費の積算額で誤っているもの
 - ② 共通仕様書のとおり施工していないもの
 - ③ 工事の管理で適正でないもの
 - ④ 工事費の積算方法で適正でないもの
 - ⑤ 工事の安全確保で不十分なもの
- (7) 補助金関係 (指摘等なし)

(8) 財産関係 (8件)

- ① 物品の受入手続や財務経営システムへの入力が遅延しているもの
- ② 過去に譲受された物品の受入手続を行っていないもの
- ③ エアコン等で使用許可を得ずに設置されているもの
- ④ 売却した物品で財務経営システムへ入力されていないもの
- ⑤ 物品で亡失しているもの
- ⑥ 物品に損害を与えているもの

(9) その他 (3件)

- ① 部活動の生徒引率に係る私有車の使用で適正でないもの

(注) 指摘事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

4 監査対象機関ごとの監査結果

知事部局所管の現地機関

・政策部 現地機関

監査対象機関名	首都圏事務所
監査執行年月日	令和5年2月7日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	消防学校
監査執行年月日	令和5年2月1日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・ 総務部 現地機関

監査対象機関名	自治修習所
監査執行年月日	令和 5 年 2 月 21 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・地域交流部 現地機関

監査対象機関名	佐賀空港事務所
監査執行年月日	令和5年1月24日
監査執行者	監査委員 角貞樹 岡口重文
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	博物館・美術館
監査執行年月日	令和4年12月12日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 企画コンペで最低基準点を定めたことを公示していないものがあった。</p> <p>② 工事の写真管理で適正でないものがあった。</p> <p>③ 予定価格の積算で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	九州陶磁文化館
監査執行年月日	令和4年12月14日
監査執行者	監査委員 原惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	名護屋城博物館
監査執行年月日	令和5年1月19日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 物品で受入手続や財務経営システムへの入力が遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	佐賀城本丸歴史館
監査執行年月日	令和4年12月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・ 県民環境部 現地機関

監査対象機関名	図書館
監査執行年月日	令和4年12月13日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 予定価格の積算で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	環境センター
監査執行年月日	令和4年12月19日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・健康福祉部 現地機関

監査対象機関名	佐賀中部保健福祉事務所
監査執行年月日	令和4年12月19日
監査執行者	監査委員 角貞樹 岡口重文
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(生活保護費返還金)</p>

監査対象機関名	鳥栖保健福祉事務所
監査執行年月日	令和4年12月13日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(生活保護費返還金)</p>

監査対象機関名	唐津保健福祉事務所
監査執行年月日	令和4年12月21日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 岡口重文
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 犬猫引取り申請手数料の徴収金額を誤り、翌年度に追徴しているものがあった。</p> <p>② 定期刊行物を翌年度予算で支払っているものがあった。</p> <p>③ 公用車のガソリン代で立替払により支出しているものがあった。</p>

監査対象機関名	伊万里保健福祉事務所
監査執行年月日	令和4年12月19日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(生活保護費返還金)</p>

監査対象機関名	杵藤保健福祉事務所
監査執行年月日	令和4年12月20日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(生活保護費返還金)</p> <p>② 母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入未済で、債権放棄の手続について検討を要するものがあった。</p>

監査対象機関名	総合福祉センター
監査執行年月日	令和4年12月2日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。(児童福祉費負担金)</p> <p>② 検査完了後の支出で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	衛生薬業センター
監査執行年月日	令和4年12月19日
監査執行者	監査委員 角 貞樹 岡口 重文
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	療育支援センター
監査執行年月日	令和4年12月16日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	九千部学園
監査執行年月日	令和4年12月15日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	虹の松原学園
監査執行年月日	令和4年12月21日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	精神保健福祉センター
監査執行年月日	令和5年1月12日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	食肉衛生検査所
監査執行年月日	令和5年1月11日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 岡口 重文
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 仕様書に記載された勤務日数が予定価格積算の勤務日数と異なっているものがあった。</p>

・産業労働部 現地機関

監査対象機関名	関西・中京事務所
監査執行年月日	令和5年2月15日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	窯業技術センター
監査執行年月日	令和5年1月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	工業技術センター
監査執行年月日	令和5年2月22日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	産業技術学院
監査執行年月日	令和5年1月26日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 契約事務で適正でないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一者随意契約で、見積依頼を行ったにもかかわらず、その後、見積書の徴取及び見積決定をしていないものがあった。 また、支出負担行為を行うことなくパンフレット等を制作していたものがあった。 ・ 委託業務の完了検査で遅延しているものがあった。 ・ 委託業務の検査完了後の支出で遅延しているものがあった。

・農林水産部 現地機関

監査対象機関名	佐賀中部農林事務所
監査執行年月日	令和5年1月30日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 変更支出負担行為を遅延し、検査確認日を遡っているもの及び支払を遅延しているものがあった。</p> <p>② 工事費の積算額で誤っているものがあった。</p> <p>③ 工事の安全確保で不十分なものがあった。</p>

監査対象機関名	東部農林事務所
監査執行年月日	令和5年2月14日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津農林事務所
監査執行年月日	令和5年2月17日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里農林事務所
監査執行年月日	令和5年2月24日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	杵藤農林事務所
監査執行年月日	令和5年2月16日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 請求書の日付を砂消しゴムで修正しているものがあった。</p>

監査対象機関名	農業技術防除センター
監査執行年月日	令和 5 年 2 月 6 日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	上場営農センター
監査執行年月日	令和 5 年 2 月 2 日
監査執行者	監査委員 角 貞樹 岡口 重文
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	農業試験研究センター
監査執行年月日	令和 5 年 1 月 23 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 増額した額で変更契約を締結すべきところ、増加後の金額で契約しているものがあつた。

監査対象機関名	農業大学校
監査執行年月日	令和 5 年 2 月 6 日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 岡口 重文
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 領収証書の発行事務で適正でないものがあつた。 ② 契約事務で事前承認手続がなされていないものがあつた。 ③ 売却した物品で財務経営システムへ入力されていないものがあつた。

監査対象機関名	果樹試験場
監査執行年月日	令和5年1月19日（書面による監査）
執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 入札参加資格の設定に誤りがあるものがあった。</p>

監査対象機関名	茶業試験場
監査執行年月日	令和5年2月17日
監 査 執 行 者	監査委員 荒木 敏也
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	畜産試験場
監査執行年月日	令和5年2月13日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	中部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和5年1月31日
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 岡口 重文
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 過去に譲受された物品の受入手続を行っていないものがあった。</p>

監査対象機関名	北部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和5年2月14日（書面による監査）
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	西部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和5年2月17日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	玄海水産振興センター
監査執行年月日	令和5年1月30日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 検査完了後の支出で遅れているものがあつた。

監査対象機関名	有明水産振興センター
監査執行年月日	令和5年2月22日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	高等水産講習所
監査執行年月日	令和5年1月30日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	林業試験場
監査執行年月日	令和5年2月15日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・ 県土整備部 現地機関

監査対象機関名	佐賀土木事務所
監査執行年月日	令和 5 年 2 月 27 日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 工事費の積算額で誤っているものがあつた。 ② 設計委託業務の履行確認で検収が不十分なものがあつた。</p>

監査対象機関名	東部土木事務所
監査執行年月日	令和 5 年 1 月 24 日及び 25 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 変更支出負担行為で遅延しているものがあつた。 ② 設計委託業務の履行確認で検収が不十分なものがあつた。 ③ 工事で共通仕様書のとおり施工していないものがあつた。 ④ 工事費の積算で適正でないものがあつた。</p>

監査対象機関名	唐津土木事務所
監査執行年月日	令和 5 年 2 月 27 日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 道路橋りょう使用料の調定で遅延しているものがあつた。 ② 収入未済があつた。（弁償金ほか） ③ 公募型プロポーザル方式による随意契約で最低基準点が設定されていないものがあつた。 ④ 工事の施工管理で適正でないものがあつた。</p>

監査対象機関名	伊万里土木事務所
監査執行年月日	令和5年1月16日及び17日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 港湾使用料の調定で遅延しているものがあった。 ② 収入未済があった。（港湾使用料ほか） ③ 仕様書に定める書類を提出させていないものがあった。 ④ 設計委託事務で適正でないものがあった。 ⑤ 工事の施工管理で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	杵藤土木事務所
監査執行年月日	令和5年2月28日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支払で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	ダム管理事務所
監査執行年月日	令和5年1月10日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	有明海沿岸道路整備事務所
監査執行年月日	令和5年1月27日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 岡口 重文
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・教育委員会所管の教育機関等

監査対象機関名	東部教育事務所
監査執行年月日	令和4年11月24日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	西部教育事務所
監査執行年月日	令和4年11月29日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	教育センター
監査執行年月日	令和4年11月30日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	致遠館中学校
監査執行年月日	令和4年10月14日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津東中学校
監査執行年月日	令和4年10月24日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	香楠中学校
監査執行年月日	令和4年10月28日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄青陵中学校
監査執行年月日	令和4年10月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀東高等学校
監査執行年月日	令和4年10月7日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀西高等学校
監査執行年月日	令和4年10月13日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 物品（パソコン）に損害を与えているものがあつた。

監査対象機関名	佐賀北高等学校
監査執行年月日	令和4年10月12日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	致遠館高等学校
監査執行年月日	令和4年10月14日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津東高等学校
監査執行年月日	令和4年10月24日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 高速道路を利用した出張で高速料金を支出していないものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津西高等学校
監査執行年月日	令和4年10月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	鳥栖高等学校
監査執行年月日	令和4年10月28日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	伊万里高等学校
監査執行年月日	令和4年10月31日
監査執行者	監査委員 角 貞樹 岡口 重文
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	武雄高等学校
監査執行年月日	令和4年10月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	鹿島高等学校
監査執行年月日	令和4年10月24日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 空調設備使用許可に係る管理費の調定で金額を誤っているものがあつた。</p> <p>② 資金前渡の支出事務で適正でないものがあつた。</p>

監査対象機関名	神埼高等学校
監査執行年月日	令和4年11月7日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	三養基高等学校
監査執行年月日	令和4年10月26日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	小城高等学校
監査執行年月日	令和4年11月1日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	巖木高等学校
監査執行年月日	令和4年10月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	白石高等学校
監査執行年月日	令和4年10月28日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	太良高等学校
監査執行年月日	令和4年11月16日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津南高等学校
監査執行年月日	令和4年11月15日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 売却した物品で財務経営システムへの入力が遅れているものがあった。

監査対象機関名	伊万里実業高等学校
監査執行年月日	令和4年11月1日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	高志館高等学校
監査執行年月日	令和4年11月9日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 週休日の出張で振替を行っていないものがあった。

監査対象機関名	佐賀農業高等学校
監査執行年月日	令和4年11月2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀工業高等学校
監査執行年月日	令和4年11月24日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 岡口 重文
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 領収証書を交付していないものがあつた。</p> <p>② 部活動の生徒引率に係る私有車の使用で適正でないものがあつた。</p>

監査対象機関名	唐津工業高等学校
監査執行年月日	令和4年11月8日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① エアコンで使用許可を得ずに設置されているものがあつた。</p>

監査対象機関名	鳥栖工業高等学校
監査執行年月日	令和4年11月24日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 雑入の調定で遅延しているものがあつた。</p> <p>② 資金前渡の支出事務で適正でないものがあつた。</p>

監査対象機関名	有田工業高等学校
監査執行年月日	令和4年11月25日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 岡口 重文
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① エアコン等で使用許可を得ずに設置されているものがあつた。</p>

監査対象機関名	佐賀商業高等学校
監査執行年月日	令和4年11月9日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	唐津商業高等学校
監査執行年月日	令和4年11月10日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	鳥栖商業高等学校
監査執行年月日	令和4年11月10日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	伊万里商業高等学校
監査執行年月日	令和4年11月1日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	牛津高等学校
監査執行年月日	令和4年11月11日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	神埼清明高等学校
監査執行年月日	令和4年11月28日
監査執行者	監査委員 角貞樹 岡口重文
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	多久高等学校
監査執行年月日	令和4年11月28日
監査執行者	監査委員 原惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 部活動の生徒引率に係る私有車の使用で適正でないものがあった。

監査対象機関名	嬉野高等学校
監査執行年月日	令和4年12月6日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 物品（ACアダプタ）で亡失しているものがあった。 ② 部活動の生徒引率に係る私有車の使用で適正でないものがあった。

監査対象機関名	唐津青翔高等学校
監査執行年月日	令和4年10月27日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	盲学校
監査執行年月日	令和4年11月16日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	ろう学校
監査執行年月日	令和4年12月1日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	金立特別支援学校
監査執行年月日	令和4年11月22日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	大和特別支援学校
監査執行年月日	令和4年12月2日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	中原特別支援学校
監査執行年月日	令和4年11月29日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里特別支援学校
監査執行年月日	令和4年11月22日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津特別支援学校
監査執行年月日	令和4年11月22日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	うれしの特別支援学校
監査執行年月日	令和4年11月28日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・公安委員会所管の警察署

監査対象機関名	佐賀南警察署
監査執行年月日	令和4年11月14日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀北警察署
監査執行年月日	令和4年11月15日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 電気料の支払が遅延し延滞利息を支払っているものがあつた。

監査対象機関名	神埼警察署
監査執行年月日	令和4年11月2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖警察署
監査執行年月日	令和4年11月17日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	小城警察署
監査執行年月日	令和4年12月12日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 岡口 重文
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津警察署
監査執行年月日	令和4年11月8日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里警察署
監査執行年月日	令和4年11月16日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄警察署
監査執行年月日	令和4年11月21日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	白石警察署
監査執行年月日	令和4年11月21日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鹿島警察署
監査執行年月日	令和4年11月24日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

※監査実施期間開始から報告書提出までの監査委員交代について

岡 口 重 文 令和5年4月29日退任
 原 田 寿 雄 令和5年5月11日就任

用語の解説

用 語	説 明
定期監査	<p>地方自治法 第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 監査委員は、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p>
監査結果の報告	<p>地方自治法 第 199 条</p> <p>9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p>
調 定	<p>調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長が、その歳入の内容を調査して、収入金額を決定する行為をいいます。</p> <p>地方自治法 第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p>

	<p>佐賀県財務規則</p> <p>第 42 条 収支等命令者は、諸収入金を収入しようとするときは、次に掲げるところにより区分し、調定（受入）決議書により徴収の決定（以下「調定」という。）を行わなければならない。</p> <p>(1) 次号及び第 3 号に掲げる収入金以外の収入金の調定（以下「一般調定」という。）</p> <p>(2) 令第 154 条第 2 項に規定する納入の通知を必要としない収入金及び同条第 3 項ただし書に規定する納入通知書によりがたい収入金の調定（以下「払込調定」という。）</p> <p>(3) 公金振替による収入金の調定（以下「公金振替調定」という。）</p>
<p>領 収 証 書</p>	<p>領収証書とは、納入義務者から諸収入金を収納したときに、収納の証明として納入義務者に対して交付する書類をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 47 条 会計管理者、出納員又は経理員は、納入通知書等又は返納通知書等によらない諸収入金（マルチペイメントネットワーク及びキャッシュレス決済によるものを除く。）を収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により納入義務者に交付する領収証書は、会計管理者又は委任出納員があらかじめ公印を押し、領収証書発行番号整理簿に記入した領収証書でなければならない。</p> <p>3 第 1 項の場合において、出納員（委任出納員である者を除く。以下この項において同じ。）又は経理員が収納したときは、直ちに、当該諸収入金を会計管理者又は委任出納員に引き継ぎ、第 1 項の規定により交付した領収証書の原符又は収納金額を確認することができる書面に現金領収日付印を受けなければならない。</p>
<p>支 出 負 担 行 為</p>	<p>支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為です。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第 1 段階の行為をいうもので、次のような決定行為等が含まれています。</p>

	<p>① 工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為</p> <p>② 補助金の交付の決定行為</p> <p>③ 普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為</p> <p>④ 給与その他の給付の支出の決定行為</p> <p>地方自治法 第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p>
<p>資 金 前 渡</p>	<p>資金前渡とは、前渡を受けた資金を保管し、自己の名と責任において正当債権者に支払いをすることをいいます。</p> <p>地方自治法施行令 第 161 条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。</p> <p>17 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの</p> <p>佐賀県財務規則 第 70 条 令第 161 条第 1 項第 17 号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。</p> <p>(14) 会議、講習会その他これらに類する会合において即時支払を必要とする経費</p>
<p>随 意 契 約</p>	<p>随意契約とは、入札やせりのような競争によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選定して締結する契約方法をいい、次の要件に該当する場合には限られています。</p> <p>地方自治法施行令 第 167 条の 2</p> <p>① 売買、賃借、請負その他の契約で、その予定価格が規則で定める範囲を超えないものをするとき</p> <p>② その性質又は目的が競争入札に適しない契約を締結するとき</p> <p>③ 社会福祉施設等からの物品の買入等をするとき</p> <p>④ 認定業者開発の新製品の買入をするとき</p>

	<p>⑤ 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき</p> <p>⑥ 競争入札に付すことが不利と認められるとき</p> <p>⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p>⑨ 落札者が契約を締結しないとき</p>
<p>プロポーザル方式 と 企画コンペ方式</p>	<p>プロポーザル方式及び企画コンペ方式とは、県が締結する契約のうち、県側において詳細な仕様書を作成することが困難なもの（民間企業等が有しているノウハウ・企画等を競争させることにより、要求するサービスの調達が始めて実現されるもの）について、契約の前段階において、調達に参加する意思のある者から企画提案書等を提出させるなどにより、これらの内容や業務遂行能力が最も優れているものを選定するものです。</p> <p>①プロポーザル方式 業務に対する発想や課題解決の方法及び取組体制等のプロポーザル（提案書）を審査し、県にとって最も適切な創造力、技術力、経験などを持つ事業者を選定する方法</p> <p>②企画コンペ方式 業務に関する具体的な企画提案を審査し、県にとって最も優れた企画案を選定する方法</p>
<p>財務経営システム</p>	<p>財務経営システムとは、業務効率化と予算執行管理の強化を図ることを目的とした、予算編成から歳入執行、歳出執行、決算管理、決算統計までの統一的な管理及び、備品、公有財産、固定資産管理を行うシステムで、平成24年度予算から運用されています。</p>
<p>かい</p>	<p>現地機関のうち、出納その他の会計事務をつかさどることができる機関として指定されたものをいいます。</p> <p>佐賀県財務規則 第2条第7号 かい</p>

	<p>本庁等以外に設けられた行政機関、公の施設等（以下「現地機関等」という。）のうち、知事が公示して指定するものをいう。</p> <p>※注…「かい」とは漢字では「廨」。</p>
<p>委任出納員</p>	<p>委任出納員とは、会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいいます。（主に総務課長）</p> <p>佐賀県財務規則 第2条第10号 委任出納員 会計管理者の委任を受けて、会計管理者の権限の全部又は一部を行うかいの出納員をいう。</p>
<p>経理員</p>	<p>経理員とは、会計管理者又は出納員の命を受けて、現金や物品の出納など会計管理者又は出納員の事務を補助執行する職員をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則 第9条 会計管理者の事務を補助させるため、出納員及び経理員を置く。</p> <p>第14条 本庁等の各課及びかいにおいては、特に任命する者のほか、次に掲げる者は、経理員に任命されたものとする。この場合において、知事の補助機関である職員以外の職員で、経理員に任命された者は、知事の補助機関である職員に併任されたものとする。</p> <p>(1) 庶務に従事する職員 (2) 出納局の職員 (3) 生產品の販売を担当する職員</p>

(注) 関係条文を一部抜粋